

# 障がい者福祉制度

障がいのある方が安心して自立した生活を送れるように、国や熊本県、山都町では、各種福祉サービスを提供しています。ここでは、各種助成や手当をご紹介します。条件などについては、相談員が問い合わせ先にお気軽にお尋ねください。

## ●特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または知的・精神に中度以上の障がいのある児童を養育している父もしくは母、または父母代わってその児童を養育している人に対し手当が支給されます。

【手当月額】1級：1人につき50,400円  
2級：1人につき33,570円

## ●特別障害者手当

身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がい者に対し手当が支給されます。

【手当月額】26,260円

## ●障害児福祉手当

身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活に常に介護を必要とする在宅の20歳未満の重度障がい者に対し手当が支給されます。

【手当月額】14,280円

## ●重度心身障害者医療費助成

重度心身障がい者の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、医療保険の自己負担分（保険適用分）を支給する制度です。

【助成額】・入院 2,040円/月  
・通院 1,020円/月

## ●障がい者相談員支援

障がいのある人や、その家族からのさまざまな相談に応じて、問題解決への助言や相談を行っています。お気軽にご相談ください。

【身体障がいに関する相談先】

高松東二郎（北中島）（75-0250）  
工藤 一利（井無田）（82-2188）  
中村 真弓（菅尾）（83-0541）

【知的障がいに関する相談先】

梶原 俊治（鶴ヶ田）（82-2100）

## ●上益城圏域障がい者相談支援事業

上益城圏域にお住まいの障がい者の方やその御家族等を対象に、相談支援専門員が相談に応じ必要な支援を行います。

・相談先

【知的障がい・身体障がい】  
障害者地域生活支援センター「かけはし」  
上益城郡甲佐町津志田2472 あゆの里学園内  
096-234-4311

【精神障がい】  
指定相談支援事業所「アントニオ」  
上益城郡益城町惣領1530  
096-286-3769

【心身障がい児・発達障がい等】  
上益城地域療育センター「わいわいなかま」  
上益城郡御船町高木4494-46  
096-282-4180

## ●福祉用具の交付・給付

・補装具の購入（修理）費の支給

盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、車いす、電動車いす、歩行補助つえなど、身体障害者手帳を所持する方を対象に給付（修理）します。

※平成25年4月から、身体障害者手帳の交付対象とならない程度の聴覚障がいのある児童に対して、コミュニケーション能力等の成長に寄与するため、補聴器の購入費用の一部を助成する事業を実施します。

※詳しくは役場健康福祉課までお尋ねください。

・日常生活用具

身体障害者手帳または療育手帳を所持する方に給付（貸与）します。ただし、障がい種別や等級により、給付が限られています。

【用具名】

特殊寝台・特殊便器・盲人用時計・歩行支援用具・入浴補助用具など

## ●その他の制度

・住宅改造経費の助成

身体障害者手帳1～2級の重度身体障がい児・者または療育手帳A1.A2の重度知的障がい児・者がいる世帯に対し、自立促進、寝たきり予防および介護者の負担軽減を図るための住宅改造を行う場合、その一部を助成します。

・心身障害者扶養共済制度

心身障がい児（者）を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛金を納め、加入者が死亡または重度障がいの状態となった場合に、心身障がい児（者）に終身一定額の年金を支給する。

・熊本県ハートフルバス制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者用駐車場を適切にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「利用証（ハートフルバス）」を交付します。

・有料道路における障がい者割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路をご利用される障がい者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずることにより支援する制度です。

【対象者】

①障がい者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付をお受けになられているすべての方  
②障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合  
身体障害者手帳又は療育手帳の交付をお受けになられている方のうち、重度の障害をお持ちの方

・NHK放送受信料免除

【全額免除】

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合

【半額免除】

視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合  
重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合

〈問い合わせ先〉

山都町役場 浜町事務所 健康福祉課 TEL 0967-72-1229  
清和総合支所 健康福祉課 TEL 0967-82-2111  
蘇陽総合支所 健康福祉課 TEL 0967-83-1111

# ご協力ください

## 障がい者実習受入れ事業所の募集

上益城自立支援協議会（郡内各町・振興局・障害者相談支援事業所等）では、障がい者の就労を支援するため、就労部会を設けて、さまざまな取り組みを行っています。本年度は、実習受け入れ事業所の開拓を重点に行っており、現在企業訪問を予定しています。そこで、実習受け入れに興味がある事業所を募集します。4月から障がい者雇用率の引き上げも予定されています。積極的な受け入れをよろしくお願ひします。施設の見学も随時受け付けております。事業所へ向うてお話しすることも出来ます。まずは、お電話ください。

※これまでの実習先（ダスキン・ホワイト急便・ホテルの清掃・近隣の農家など）

問い合わせ先 役場 健康福祉課 福祉係 電話72-1229

就労移行支援事業所 多機能型事業所「のぞみ」（山都町小峰）電話82-3323

さんぶうか（山都町下名連石）電話74-6011

# 平成25年1月末から「気になる年金記録、再確認キャンペーン」を開始します。

## ●年金記録問題については

日本年金機構は、様々な手段を使って、持ち主が分からない記録の持ち主を探しています。

日本年金機構で、紙台帳にある記録とコンピューターの記録とを突き合わせ、持ち主不明の記録を本来の持ち主のものとするはもちろん、みなさまに

「ねんきん特別便」をお送りし、お心当たりの記録についてお尋ねしてまいりました。しかしながら、いままなお持ち主が分からない「未統合の記録」が多数残っているのが現状です。

## ●このたびの「気になる年金記録、再確認キャンペーン」について

年金記録問題の解決なくして、我が国の年金制度に対するみなさまの信頼を回復することはできないと、日本年金機構では考えております。

ただし、その解決については、みなさまひとりひとりのご理解とご協力が不可欠です。このため、手掛か

りにつかめない記録について、ご本人から心当たりの記憶を申し出ただき、一件でも多くの記録が本来の持ち主につながることを目指し、平成25年1月末を目途に、集中的な取組み（キャンペーン）を開始します。

## ●具体的には

○年金受給者、被保険者すべてに個別に「ねんきんネット」利用のためのアクセスキーを郵送し、ご自身の記録確認を呼び掛けます。

○漏れや誤りが起こりやすいケースを分かりやすいチェックリストにまとめ、上記の郵便やリーフ

レットで周知し、気づきの機会をできるだけ増やします。

○気になる年金記録がある方には、年金事務所等においていただき相談をお受けします。といった取組みを行う予定です。

## ●年金事務所等にご相談ください

ご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」があるのではとご心配のある方は、ご確認いただき、熊本東年金事務所等にご相談ください。

詳しくは日本年金機構HPでご覧になれます。

HPアドレス：<http://www.nenkin.go.jp>

お問い合わせ

熊本東年金事務所 お客様相談室

096-367-2503

山都町役場 健康福祉課

72-1173

約9人に1人、年金記録が見つっています。

若い頃に動いていた記録が見つかった	結婚前の旧姓の記録が見つかった	名前の読み方が誤って登録されていた記録が見つかった
例 年額 98万円→234万円	例 年額 43万円→154万円	例 年額 0万円→137万円